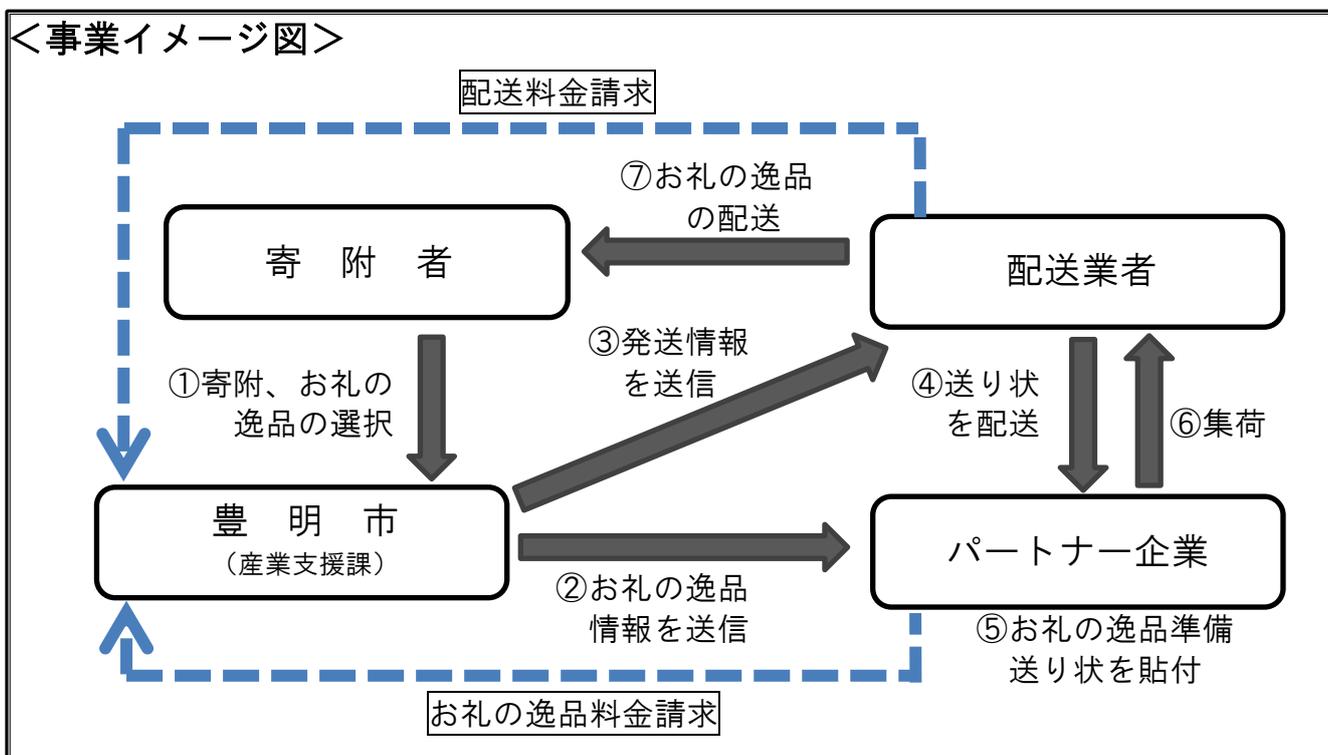


令和3年度 ふるさと豊明応援寄附金お礼の逸品募集要項

令和3年2月19日修正

1 目的

本市へのふるさと納税（寄附）をされた方に対して、豊明市が誇る『お礼の逸品』を送ることで、寄附に対するお礼の気持ちを示すとともに、豊明の良さを知ってもらい豊明市への愛着を更に深めていただくこと、さらに本市のふるさと寄附金（納税）制度の促進と地元特産品のPRを図ることを目的とします。



2 ふるさと豊明お礼の逸品について

(1) 要件

- ① 本市の魅力を感じることができるものであり、自他共に豊明市のPRとして全国に誇れる『逸品』であること。
- ② 以下の総務省が定める地場産品基準のいずれかに該当すること。
 - ア 豊明市内で生産されたもの。
 - イ 豊明市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。
 - ウ 豊明市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。
 - エ 近隣の自治体で生産されたものと混在することが避けられないもの（米など）。
 - オ 豊明市の広報のために生産された豊明市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から豊明市独自の返礼品等であることが明白なもの。
 - カ 関連ある複数の返礼品をセットで提供する場合、主要なものが豊明市の特産品など基準に該当するものであること。
 - キ 豊明市内で返礼品等として提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が豊明市と相当程度関連性のあるもの。

③ 次のいずれかに該当する地元特産品は、お礼の逸品として認定しません。

ア 金銭類似性の高いもの

(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)

イ 資産性の高いもの

(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等) ただし、10万円未満のものを除く。

ウ 価格が高価なもの(目安商品金額10万円以上)

(2) 契約金額

梱包代、消費税を含めた単価契約とします。

3 パートナー企業の要件

認定されたお礼の逸品を提供する企業等(以下の要件満たす)を、パートナー企業として認定します。ただし、本市の地元特産品(上記地場産品基準を満たす)を取り扱い、市長が認めた場合はこの限りではありません。

(1) 市内に事業所がある法人、その他の団体および個人であること。

(2) 市税の滞納が無いこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員、または豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に規定する暴力団員等でないこと。

4 パートナー企業の特典

(1) 企業名や商品名等を市がPR

ふるさと納税のポータルサイトである「ふるさとチョイス」を活用し、当該サイトにおいて特集を掲載するなどし、商品のPRを行います。

なお、「ふるさとチョイス」のホームページを市公式ウェブサイトにもリンク設定し、企業やお礼の逸品以外の商品のPRにも役立てることとします。

(2) 自社商品の販売促進・PR

パートナー企業は、自社の商品パンフレット等を同梱することにより自社商品等の販売促進・PRを行うことができます。

5 パートナー企業の事務

(1) 市から提供される情報をもとにお礼の逸品を準備し、市で契約した配送業者に集荷を依頼する。

(2) 実績に基づき、月ごとに市にお礼の逸品の料金を請求する。

5 提供期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

6 お礼の逸品の申込方法等

お礼の逸品申込書を、豊明市産業支援課まで提出してください。

7 その他

- 寄附金額は、お礼の逸品の金額が3割となるように設定します。
- 配送業者は変更することがございます。

問い合わせ先

豊明市役所 産業支援課

豊明市新田町子持松1 - 1

TEL : 0562 - 92 - 8332

FAX : 0562 - 92 - 1141

E-mail : furusato-toyoake@city.toyoake.lg.jp